	分	類	詳細	根拠区分
1	地方自	自治法施行	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ア	123号第26 ラミック 123号第26 第26 第26 第26 第26 第26 第26 第26 第26 第26	日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、項に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」とい第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する就労継続支護に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者のこおける作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用のけている施設をいう。以下同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令であにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物人れる契約をするとき。	① ー ア
	1	模作業所	援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規 苦しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公 長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。	①-イ
	ゥ	規定するシ ター若しく	等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に ルルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。	①ーウ
	エ	体若しくは の長の認う 用される者 の及び同う	寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団 これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体 定を受けた者(以下「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使 が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているも 条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体 ける契約をするとき。	①-I
2	地方自	———— 自治法施行	令第167条の2第1項第4号関係	
	ア	より普通地 定を受けた り入れる契 令で定める	生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところに 力公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認 と者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借 別約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省 るところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共 則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。	②-ア